

山梨県公報

第一千八百八十六号

平成二十三年

十二月一日

木曜日

目次

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………八三三

市町村営土地改良事業計画の適当決定……………八三三

道路の供用開始……………八三三

道路の区域変更(四件)……………八四四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八二五

平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………八二五

平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者……………八二六

教育委員会

山梨県指定無形民俗文化財の指定……………八二六

山梨県指定有形文化財の指定の解除……………八二六

正誤

平成二十三年九月二十二日付第二千六百六十八号中……………八二六

告示

山梨県告示第四百八十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、
軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十三年十二月一日

山梨県総合県税事務局長

芦 沢 幸 彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社麻野屋	山梨県西八代郡市川三郷町岩間	平成二十三年十月三十一日

― 油店

― 二二一九番地

山梨県告示第四百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長から協議のあった土地改良事業(根造地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し 条例の写し

二 縦覧期間

平成二十三年十二月二日から二十四年一月五日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

平成二十四年一月六日から平成二十四年一月二十日まで

山梨県告示第四百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	西下条首羽 自転車道線	甲府市寿町一〇三三番地先から 甲府市飯田五丁目六五七番の七 地先まで	一一一・〇	平成二十三年 十二月一日

山梨県告示第四百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十三年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
		旧	九・二丁 四三・七	二二三・七
		新	九・二丁 五四・六	二二三・七

山梨県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
		旧		
		新		

甲府市寿町一〇三三番地先から
甲府市飯田五丁目六五七番の七地先まで

旧	新	延長 (メートル)
二・四丁 四・〇	一・五丁 四・九	二二二・〇

山梨県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十三年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
		旧	八・九丁 九・七	二五・八
		新	二二・五丁 一五・三	二五・八

山梨県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十三年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺三二 二一番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺三二 二五番の一地先まで		一三・五 三四・四	四九八・三	四九八・三
		一三・五 三四・四		
	一一・〇 四五・五		四九八・三	一一二六・五

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十一月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人山梨グラスフィールド
- 2 代表者の氏名 瀧本敏勝
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市法能六百七十一番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、学校及び幼稚園・保育所や地域の公園・運動場などの施設に対して芝草などによる緑化を推進し、その実現のための総合的な企画・調査・設計や実施

事業を推進すると共に学校等関係者や地域住民などを対象にした継続的な維持・管理のための助言又は支援・協力を行い、その普及や人材育成などに努めて、生活・教育環境の充実・向上を図ることによって社会教育・まちづくりの推進、文化・芸術又はスポーツの振興、環境の保全、子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年十一月十七日から平成二十四年一月十六日まで

● 平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇三・六七ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七二・〇二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一一八・四八ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇二・四二ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、六六五・三七ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一三六・四九ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	九六〇・二八ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五六五・三八ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七一一・三九ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一三四・五四ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一五〇・七〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一一・二六ヘクタール

相模川上流土砂流出防備保安林

一六二・二九ヘクタール

●平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により実施した平成二十三年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成二十三年十二月一日

山梨県知事 横内正明

二級建築士

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二H一〇〇一〇Y	高野雅士	二H一〇五三八M	堀内正太
二H一〇〇二〇M	大場太平	二H一〇五七九L	足達浩一
二H一〇〇八一K	水口喜晴	二H一〇六三五L	加賀美章
二H一〇〇九五K	酒井亜加里	二H一〇六五〇M	島田雅一
二H一〇一三八L	保坂百江	二H二〇〇二〇Y	田中慎一
二H一〇一六三R	武藤博隆	二H二〇〇三〇M	内藤健一
二H一〇二二七M	渡辺可矢子	二H二〇〇三五K	伊藤健哲
二H一〇二五二N	小田切千恵	二H二〇〇八〇N	廣瀬将弥
二H一〇二六六N	下倉裕也	二H二〇〇八五L	市川泰二
二H一〇二九四N	岩間俊明	二H二〇〇九二L	渡辺哲也
二H一〇三一一〇R	武川雄貴	二H二〇一一〇L	小泉文也
二H一〇四四九P	高野正義	二H二〇一四九M	相澤加奈子
二H一〇四六五Y	小笠原千秋	二H二〇一七三R	橘田優子
二H一〇五〇七Y	樋澤涼子	二H二〇二二〇N	上田田進
二H一〇五〇八K	堀内涼勝	二H二〇二二八P	内田健太
二H一〇五二二K	望月由美	二H二〇二三九L	石井健治
二H一〇五三六K	小林佑季子		

木造建築士
該当者なし

教育委員会

山梨県教育委員会告示第七号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第二十六条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定無形民俗文化財として指定する。

平成二十三年十二月一日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正子

無形民俗文化財の部

名称	保持団体	所在地
内船歌舞伎	内船歌舞伎保存会	南巨摩郡南部町内船

山梨県教育委員会告示第八号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第一項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定を解除する。

平成二十三年十二月一日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正子

有形文化財の部

工芸品

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
刀	一口	無銘 伝来国行	小泉孝範	大月市七保町葛野	不明
刀	一口	無銘 伝来国俊	小泉孝範	大月市七保町葛野	不明

正誤

ページ

段

行

誤
正

平成二十三年九月二十二日山梨県告示第三百九十一号（道路の区域変更）

六六三
下
四

城越

日蔭山

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番